

2020年11月1日

メンバーさん・ご家族・来園者・スタッフの皆さん

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

新型コロナウィルス感染予防のための具体的な対策の継続等について（11月1日からの対応）

3月末～5月に「第1波」、6月以降に「第2波」に緩やかに見舞われています。現在国内感染者数は10万人越えとなっていますが、マスク等をつけ、三密（密集、密接、密閉）を避けた行動の工夫をしつつ、「新しい生活様式」を取り入れた日常生活の継続に取り組んでいきます。引き続き、理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

【三密を回避する—各事業所の行動様式】

- ①密集 … 人がいっぱい集まって大きな声を出すことはしない。
 - … 集まる必要がある場合は、「密閉」「密接」を回避する工夫をする。
 - … 不特定多数が集まる場は、できるだけ作らない。
 - … 事業所内の各部屋の利用人数の目安を、あらかじめ決めておく。
- ②密閉 … 締め切った部屋、締め切った車などの環境は作らない。（外気の取り込みをする）
 - … 常時換気や定期的な換気に努める。（外気が冷たくなる季節ですが、密閉空間とならないよう窓や出入り口を2か所以上開ける。換気扇を回すなどの対策を怠らない。）
 - … 換気がされていない場所を作らない。
- ③密接 … 外出先、事業所（施設）内で人に会うときは、症状がなくてもマスクを着用する。
 - … 一定の距離を保つよう努める。（できるだけ2メートル、最低1メートル空ける）
 - … 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - … 屋外では、十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合は、マスクを外してもよい。

【日常の確認—「新しい生活様式の実践」のための行動様式】

- ① 毎朝の体温測定、健康チェックをする。（出勤時の記録）
- ② こまめに手洗いをする。（水と石鹼で丁寧に洗う。30秒程度）
- ③ 手指消毒に努める。（事業所内に手指消毒薬の整備）
- ④ 「発熱（37.5℃以上、又は通常より高い場合）」、「風邪の症状」がある場合は、無理せず自宅で療養する。（咳、鼻水、微熱、倦怠感がみられる場合は、事業所に報告し休む）
- ⑤ 発症した時のために、いつ、どこに出かけ、誰と接触したか、移動手段、マスクの着用等メモや外出行動記録を引き続きお取りください。（周囲に感染を拡大させない。）
- ⑥ 地域の感染情報に注意する。流行地域への移動は避ける。（自らを感染から守る）

【新型コロナウィルス感染症対策とインフルエンザ予防接種の推奨】

- ① インフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザ予防接種の推奨を行っています。
- ② 法人内職員は、予防接種費用の一部を福利厚生として対応しますので、接種費用が明記された領収証等を事務職員に提示してください。

【メンバーさん・ご家族に向けて】

- ① **入所施設（グループホーム含む）の面会**については、三密（密集、密接、密閉）を避けるため事前予約制とします。(詳しくは、各事業所にご相談ください)
- ② **通所事業所（ゆう、ライフゆうラボ、ライフゆう学齢デイ）**については、通所（利用）前の検温（37.5度以上の場合は、事業所にご連絡ください）と体調管理の把握をお願いします。また、人混みへの外出等を控えた生活へのご配慮を引き続きお願いいたします。
- なお、自宅において自粛生活を継続される方には、基本利用予定日にお電話等にて「健康状態等の確認、困りごとの相談や対応策の検討等」を今後も柔軟に対応していきます。
- ③ **短期入所（ショートステイゆう）**については、コロナ感染予防対策を行いながら11月より通常の受け入れ体制とします。
- <スタッフの取り組み>・出勤前の検温、随時の手洗いと手指消毒、マスクの着用、入浴時のエプロン着用
- <メンバーさんへの配慮>・緊急以外は完全予約制で宿泊2週間前からの健康管理、朝・夕の検温、就寝は個室対応、食事は、横並びや対面を避けソーシャルディスタンスを保つ
- <環境への取り組み>・こまめな換気、人が触れる部分の定期的な消毒
- 短期入所（ショートステイ・ライフゆう）**については、感染拡大防止の観点から、「長期の緊急対応」を中心に受け入れを11月も継続します。（緊急時は、横須賀市児童相談所にご相談ください）
- ④ **居宅介護等（ヘルパーゆう）**については、在宅支援を行う際、事前に「検温等体調把握等」をお願いします。通院等の日常生活上必要な支援は、感染拡大防止等の対策を講じ実施いたします。
- ⑤ **メンバーさんの「社会参加活動」「外出活動」「移動支援（社会参加活動を目的とした）」**は、11月も引き続き人混みへの外出や公共交通機関の利用を控えさせていただきます。(詳細は、各事業所にお問い合わせください)

※ 在宅生活においては、体調管理の基本はご家族にお願いいたします。体調がすぐれないときは福祉サービス利用を控えることにご理解とご協力を願いいたします。

【職員に向けて】

- ① 出勤（休業中も含む）の際の検温等をはじめ、感染拡大防止対策への協力として「自らを感染から守る」だけでなく、「自らが周囲に感染を拡大させない」ことを心がけてましょう。
- ② 「外部から帰った際」「外部から物品等を受け取った際」「マスク着脱後」など、ウイルス付着の可能性がある場面では、手指消毒をしましょう。
- ③ 感染拡大防止の観点から、メンバーさんと接触、ケアにあたるときは、手指消毒をしましょう。
- ④ 海外に渡航する予定がある職員は、事前に管理者に「行先、日程（帰宅後の自宅待機含む）、連絡先」についてお知らせください。**(詳細別紙参照)**
- ⑤ 同居者（ご家族含む）が海外に渡航した場合も、④と同様の対応をお願いします。**(詳細別紙参照)**
- ⑥ 「同居している方」が勤務する事業所や通学している学校等（以下、当該事業所等という）で「新型コロナウイルス感染者」が出た場合、当該事業所等の指示に従い、電話等にて所属管理者にご報告をお願いします。**(詳細別紙参照)**

【来園者に向けて】

- ① 外部関係者等（業者を含む）が、施設内（靴を脱いで）に立ち入る場合は、体温を計測していただき、発熱が認められる場合には入館をお断りすることがあります。
- ② 検温とマスクの着用、手指等の消毒をしていただきます。入室エリアは、許可されたスペースのみの入室をお願いします。
- ③ 入・退出記録を記入していただきます。（各事業所にて保管します）

【**詳細別紙**】

【海外渡航について】

- ① 海外に渡航する予定がある職員は、事前に管理者に「行先、日程、連絡先」についてお知らせください。
 - 海外から帰国された方は、帰国日から2週間（14日間）は出勤を停止してください。（今後は、「欠勤」又は「年次有給休暇」扱いになります。必ず出勤前に報告してください。但し、PCR検査により「陽性」の場合は、「休業扱い」。）
 - 休み中は、毎日検温をしていただくとともに、「咳、倦怠感、37.5度以上の発熱等の症状」がみられる場合は、保健所に連絡し「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を行ってください。（PCR検査の実施を受けてください）
 - 上記検査で「陽性」であった場合は、出勤に際し医療機関より「出勤可能の診断書」を頂いてください。（出していただけないときは、事前に管理者にご相談ください）
 - 出勤時は、休み中の体温などの体調等を管理者が伺いますので、その間の記録をお願いいたします。なお、体調に大きな課題が生じた場合は管理者に速やかに報告をしてください。（記録用紙は任意）
- ② 同居者（ご家族含む）が海外に渡航した場合も、①と同様の対応をお願いします。この場合は、「休業扱い」とします。（同居者が2週間完全に別に生活し、接触がない場合は除く）
 - 出勤を停止する期間は、同居者（ご家族含む）の帰国日から2週間（14日間）となります。ただし、その間に「咳、倦怠感、37.5度以上の発熱等の症状」がみられた場合、同居者（ご家族含む）・ご本人とも保健所に連絡し「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を行ってください。（PCR検査の実施を受けてください）
 - ※ 上記の状況について、体調に大きな課題が生じた場合は管理者に速やかに報告をしてください。

【職員の同居する家族について】

- ① 「同居している方」が勤務する事業所や通学している学校等（以下、当該事業所等という）で「新型コロナウイルス感染者」が出た場合。
 - 同居者が、所属する当該事業所等から同居家族への外出中止（自宅待機）等の指示等が出された場合、当該事業所等の指示に従い、電話等にて所属管理者にご報告をお願いします。（同居する家族が「濃厚接触者（疑い含む）」と判断された場合は、「休業扱い」とします）
 - 同居する家族が「PCR検査」の対象者になった場合（濃厚接触者の可能性がある場合を含む）当該事業所等の指示に従ってください。指示がない場合は、検査結果（医療機関からの診断）が出るまでは、「勤務停止」となります。（「陰性」結果の確認が取れましたら「勤務可」となります。）
 - 同居する家族が「PCR検査」の結果「陽性」となった場合、同居者は「濃厚接触者」になり

ますので、「PCR検査」の結果「陰性」の診断が出るまで「勤務停止」となります。

※ 上記の場合、必ず所属管理者にご相談のうえ、出勤してください。

【新型コロナウイルスに関する「出勤の停止等について】

1、新型コロナウイルスフローチャート（スタッフ用）参照

※「濃厚接触者の定義」

患者の発症から2日間にさかのぼって、患者と以下のような接触があった場合。

① 世帯内接触者：患者（*疑いを含む）と同居している。

② メンバーさんが発症した際の濃厚接触者とは：

・発症したメンバーさんに以下の何れかの状態で接触した者。

→マスクや適切な手指衛生処置を実施せずに患者に接触した。

→気管吸引の際にマスク、手袋着用、手指衛生を行わなかった。

→ケアの時にマスク、エプロン、手袋着用、手指衛生を行わなかった。

③ その他：患者と1メートル以内の距離で、かつ15分以上会話や食事を行った。

※「疑いとは」

① 37.5度以上の発熱を中心とする咳、倦怠感等の症状が4日以上持続する場合。

② 14日以内に患者との濃厚接触があり、発熱や咳等の症状を認めている場合。

→疑いの場合は、医療機関にてウイルス検査の実施を相談する。

但し、以下の場合は「疑いなし」と判断する。

ア、医療機関を受信し、ウイルス検査を行わずに新型コロナウイルス感染症が否定された場合（就業可能の診断書が必要）

イ、明らかな症状改善が4日以上認められ、対策本部が就業可能と判断した場合。

※「患者とは」

① 新型コロナウイルス感染症と確定診断された人。また、症状がなくなり4日経過した場合は治癒と考える。

「留意事項」

- 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。（「休業扱い」とします）
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

※ 今まで配信している法人情報はホームページに掲載。（みなと舎で検索）

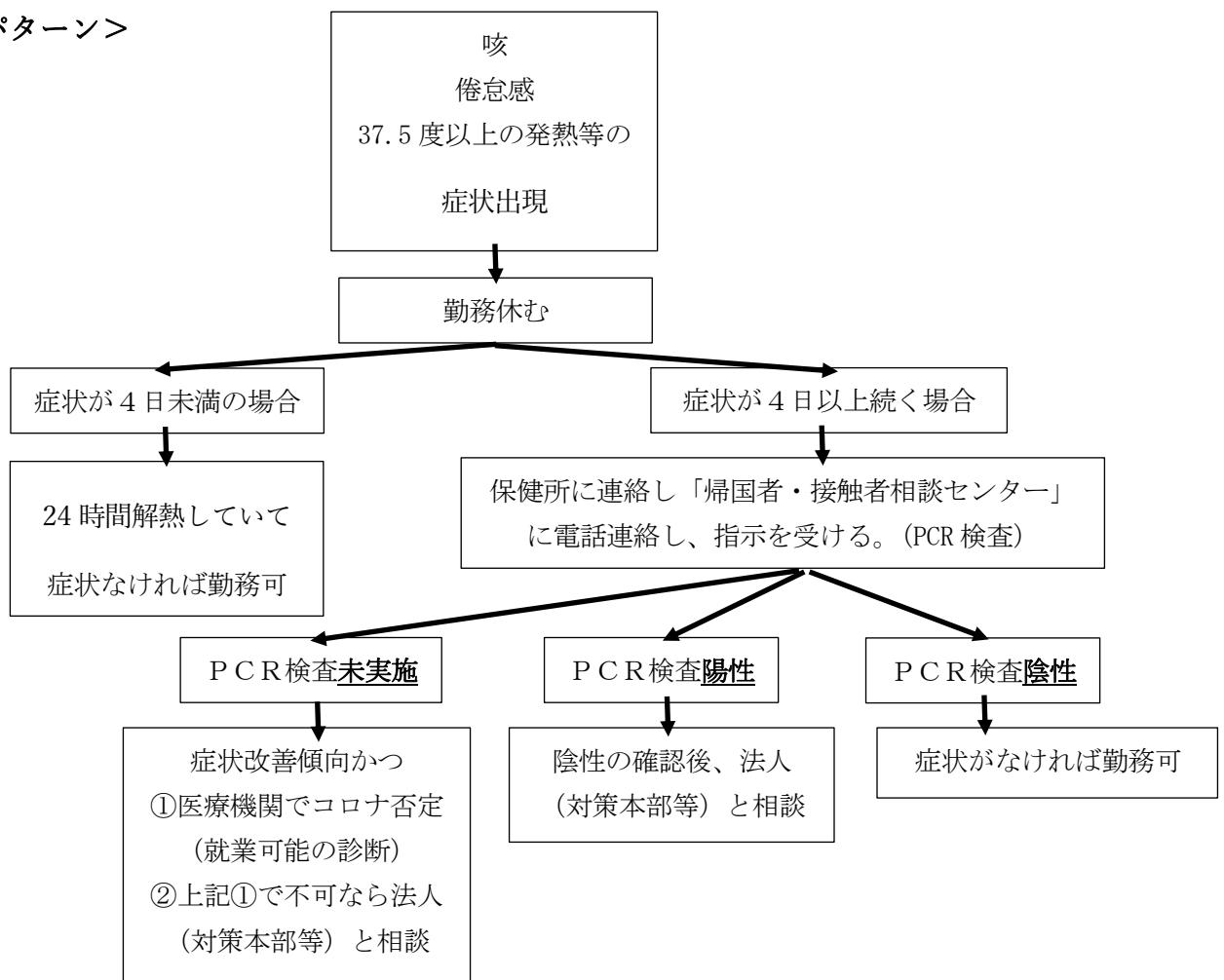
◎ 感染拡大対策外出行動記録（提出不要）…例

月日 曜日	検温	体調 (自覚症状等)	外出時間 移動手段	外出場所	接触者	マスク の着用
記入例) 4月19日 (日)	35.7	なし	10:00～14:00 車	モアーズ・リビング ベイシア	家族	○

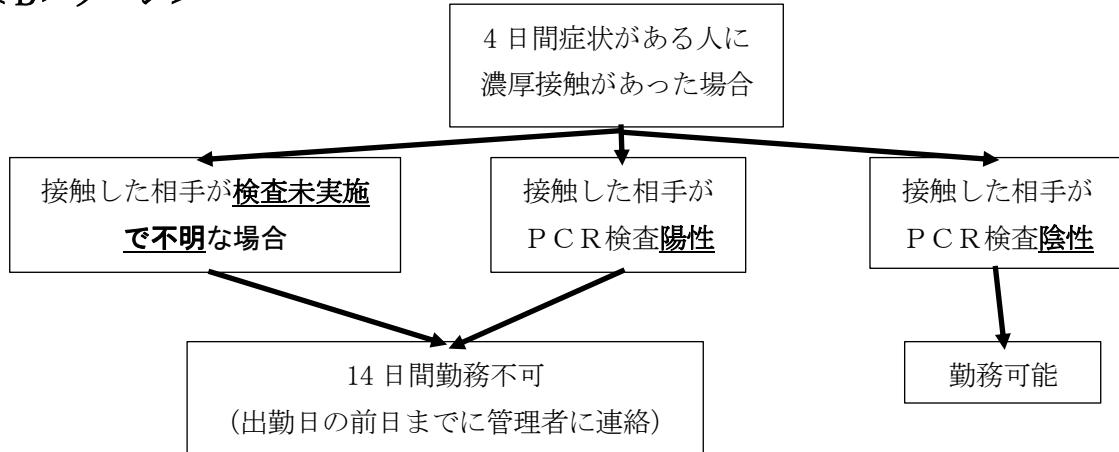
……上記の記録用紙は「ゆう」「ライフゆう」の事務所にあります。ご自由に必要枚数お持ちください。

新型コロナウイルス対応フローチャート（スタッフ用）

<Aパターン>



<Bパターン>



2020,3,18 改定